

1 新型コロナウイルス感染症対策について

【内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省】

【提案・要望】

<医療・福祉>

- 1 国内外の正確な情報を迅速に収集して国民に提供するとともに、感染拡大に備えた国内各地域における検査・医療体制を強化するため引き続き、感染防止対策、検査体制、外来医療体制、病床の確保等入院医療体制の整備及び宿泊療養施設の確保、自宅療養への対応にかかる支援を行うこと
特に、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床、後方支援病床の確保のための診療報酬の嵩上げや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠など財政支援を行うこと
また、感染拡大地域、特に離島地区への医師・看護師の応援派遣については、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成・確保等を国の責任で行うこと
あわせて、医療従事者への支援制度（慰労金の支給、患者対応時の手当ての創設・増額、家族等への感染を予防するため医療従事者用の宿泊施設の確保、メンタルヘルス対策等）を拡充すること
- 2 ワクチンの必要量を確保するとともに、円滑な接種が可能となるよう供給体制を構築すること
また、国内において、ワクチン、治療薬の開発・製造を早急に行うとともに、症状に応じた治療法を速やかに確立すること
なお、抗原検査簡易キットによる無症状者の唾液での検査が可能となるよう検査方法を確立するとともに、後遺症の実態解明を早急に進め、その対策に取り組むこと
あわせて、引き続きマスク、防護服、消毒液等の医療物資の確保に努め、国民への円滑な供給体制を維持すること
特に医療機関や高齢者施設等への供給を優先すること
- 3 新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、感染拡大により経営が悪化した医療機関に対する収支差補てん（風評被害がなくなり収入が回復するまでの間も含む）など、国の責任において十分な経営支援策を講じること
- 4 感染者、濃厚接触者、看護職及び医療職、また、その家族等が風評被害を受けないよう人権を守る対策を講じること
- 5 コロナ禍においてもサービス継続が必要とされる介護・福祉サービス事業所、薬局、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所について、利用控えなどによる経営困難等に対応し、経営安定化のための財政支援等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること
- 6 児童福祉施設等における感染防止対策への財政措置を引き続き講じること

<産業>

- 7 コロナ禍が長期化・深刻化していることから、新たな資金調達に備え、実質無利子・無担保融資を継続及び再開すること
また、返済にあたっては、条件変更への柔軟な対応や利子補給期間の延長など、事業者の一層の負担軽減を図ること
- 8 厳しい雇用情勢が続くことが想定されるため、雇用調整助成金の特例措置や休業支援金・給付金の延長など、効果的な雇用対策を講じること
また、離職者の支援にあたっては、新たなスキルの習得を図る職業能力開発促進策の拡充・強化などを講じること
- 9 コロナ禍による国内回帰の機運の高まりによって、地方の製造拠点強化・分散化が図られ、地域経済の活性化や新たな雇用の創出、本県の基幹産業の振興等が期待されることから、国内の生産能力の増強・高度化等に必要な予算措置を十分に講じること

- 10 売上が急減している中小・小規模事業者の再起支援に向け、経営課題解決に向けた相談にきめ細やかに対応するため、支援体制の充実強化を図ること
- 11 新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光関連産業をはじめ地域経済に大きな影響が生じていることから、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を講じること
また、コロナ禍が長期化・深刻化していることから、持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給及びその要件緩和等を図るほか、小規模事業者持続化補助金についても、必要な予算措置を講じること
- 12 経済的に影響を受けた農林漁業者が事業を継続するための資金繰り支援やセーフティーネット確保などの経営安定対策、労働力の確保対策、新しい生活様式に対応した生産方式等の転換や販売促進対策の強化など、安心して生産活動等を行うことができるよう万全の対策を講じること

<インバウンド>

- 13 訪日旅行に対する不安を払しょくするため、安全・安心への取組に関する情報等の発信による訪日プロモーションを実施するとともに、受け入れる地域住民側の不安解消にも努めること
- 14 コロナ収束後のインバウンドの早期回復を図るため、旅行形態やニーズの変化を見据えたプロモーションを強化するとともに、訪日需要の喚起対策を講じること
- 15 地方空港発着国際航空路線について、早期の運航再開と安定運航を図るため、着陸料、航行援助施設利用料等の減免措置を講じること

<国際クルーズ船対策>

- 16 検疫後であっても感染症が確認された場合に、国が主体的に関わることができるような体制を構築し、運用ルールを明確化すること
- 17 船籍国、船舶所有者、船会社（運航会社）の責任の範囲を明確化すること
また、乗員・乗客の健康情報や乗員交代など、船内の情報を入手し関係自治体と共有する仕組みづくりを構築すること
- 18 多数の感染者が発生した場合、入院患者を広域的に受け入れられる体制の整備に加え、全国的に陽性患者を受け入れる拠点的な医療体制の整備や、全国の感染症専門医等を登録し迅速に派遣する仕組みを構築すること

<交通>

- 19 交通事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、住民生活維持のため、運行（運航）を継続し、厳しい経営環境が続いており、回復には相当の時間を要することから、感染症収束後においても感染症の影響を十分考慮した支援の継続及び拡大を図ること

<教育>

- 20 感染拡大時における子どもたちの学びを保障するため、教員の加配、学習指導員等の配置に係る必要な財政措置を、引き続き講じること
また、家庭環境によることなく、オンライン学習ができる環境整備を進めるため、通信費等の財政支援を行うとともに、引き続き、学校における感染リスク低減に必要な経費や授業目的公衆送信補償金制度に係る費用等について、国において確実に予算を確保すること
- 21 コロナ禍により経済的な影響を受けた世帯の学びの継続のため、高等教育における修学支援制度の拡充を図ること

<地方財政>

- 22 地方公共団体が実施する感染防止対策、医療提供体制の整備、地域経済、住民生活の支援等については十分な財政措置を講じること
特に、地方公共団体向けの交付金等については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じて交付金の増額を機動的に行うとともに、算定にあたっては、条件不利地域や産業構造など地方の実情に配慮すること

【本県の現状・課題等】

新型コロナウイルスによる感染症は急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）において「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言がなされるなど、国際的な脅威となっている。

本県においても昨年末から今年2月にかけての第3波に続き、変異株の広がりなどによる全国的な感染再拡大を受け、4月以降継続して新規感染者が確認されており、令和3年5月7日には1日あたりの新規感染者数が過去最多となる65人発生し、また、県全体の病床占有率も令和3年5月12日には過去最高の62.0%となるなど医療提供体制が危機的状況にあったことから、特に感染者が集中した長崎市に、5月8日県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、5月13日には県下全域へ「医療危機事態宣言」を発出したところである。

また、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に下押しされ、厳しい状況に置かれていることから、国においては、関連予算を措置して対策を講じているところであり、本県においても、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症対策予算を406億円計上し各種対策に取り組んでいるところである。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後とも国と地方公共団体が一体となり迅速かつ適切な対応を行うことが求められている。

【本県の取組】

令和2年3月13日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、県民への感染予防に関する情報発信や電話相談対応、医療福祉分野における現場の状況に応じた対応、また、児童・生徒の日々の生活や保護者に対する支援等、安全で安心な県民生活の確保に向け、様々な対策を講じている。

- 令和2年 4月16日 緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大
- 令和2年 4月24日 施設の休業及び飲食店等に営業時間短縮を要請
- 令和2年 5月14日 本県緊急事態宣言解除（15日をもって休業要請終了）
- 令和2年 9月 8日 県独自の「感染段階対応の目安」策定
- 令和2年 12月14日 感染段階ステージ2へ移行（注意報発令）
- 令和2年 12月23日 感染段階ステージ3へ移行（警戒警報発令）
- 令和3年 1月 6日 感染段階ステージ4へ移行（特別警戒警報発令）
- 令和3年 1月16日 長崎市に県独自の緊急事態宣言発令
 - ・県下ステージ4維持
 - ・不要不急の外出自粛（1月18日～）
 - ・飲食店等を対象に営業時間短縮要請（1月20日～）
- 令和3年 2月 8日 県下の感染段階をステージ3に切り替え
 - ・長崎市、佐世保市はステージ4を継続
- 令和3年 2月22日 県下の感染段階をステージ2に切り替え
 - ・佐世保市はステージ3に切り替え
- 令和3年 2月27日 県下の感染段階をステージ1に切り替え
- 令和3年 4月16日 感染段階ステージ2へ移行（注意報発令）
- 令和3年 4月20日 感染段階ステージ3へ移行（警戒警報発令）
- 令和3年 4月25日 GW期間中における緊急要請（5月11日～）
 - ・長崎市内における不要不急の外出自粛
 - ・長崎市内の飲食店等を対象に営業時間短縮
 - ・長崎市内におけるイベントの開催の慎重な検討
- 令和3年 5月 5日 感染段階ステージ4へ移行（特別警戒警報発令）
- 令和3年 5月 7日 新規感染者の過去最高を確認（65人／日）

- 令和3年 5月8日 長崎市に県独自の緊急事態宣言発令
 - ・県下ステージ4維持
 - (以下、長崎市内のみ5月31日まで)
 - ・外出自粛、飲食店等の営業時間短縮要請延長
 - ・カラオケ設備を有する飲食店等の設備提供自粛
 - ・運動施設等の営業時間短縮の協力依頼
- 令和3年 5月10日 国に対して「まん延防止等重点措置」の適用申請
⇒ 適用見送り
- 令和3年 5月12日 県全体の病床占有率 62.0% (長崎医療圏 98.6%)
- 令和3年 5月13日 感染段階ステージ5へ移行
県下全域に「医療危機事態宣言」を発令

<会議の開催状況 (令和3年5月16日時点) >

- 新型コロナウイルス対策本部の開催数 31回
- 新型コロナウイルス対策推進会議開催数 13回

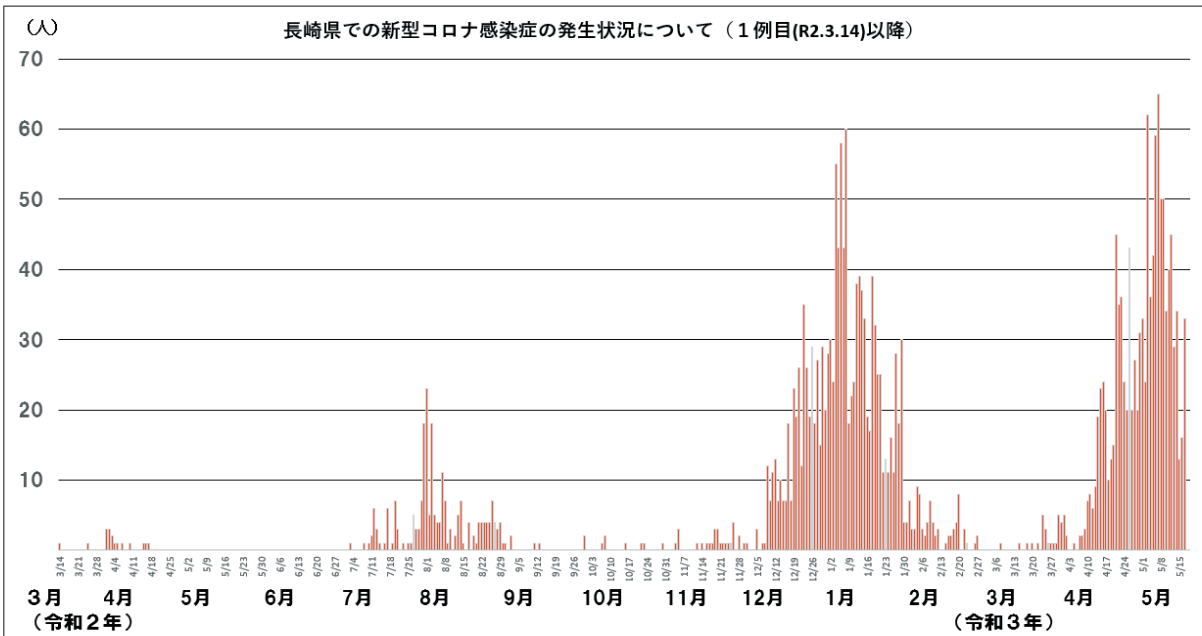
<新型コロナウイルス感染者の状況等>

- 新型コロナウイルス感染症確定例 (令和3年5月18日公表時点) 2,773件
- 新型コロナウイルス感染症検査数 (令和3年5月18日公表時点) 104,764件
- 1日あたり検査可能件数 (令和3年5月18日時点) 3,772件
- 受診・相談センターでの相談件数
(令和2年11月2日～令和3年5月17日時点) 12,962件
- 診療・検査医療機関数 (令和3年5月18日時点) 371医療機関
- 宿泊療養施設数 (令和3年5月18日時点) 12施設 (406室)
- 緊急対応時の最大確保病床数 (令和3年5月18日時点) 488床

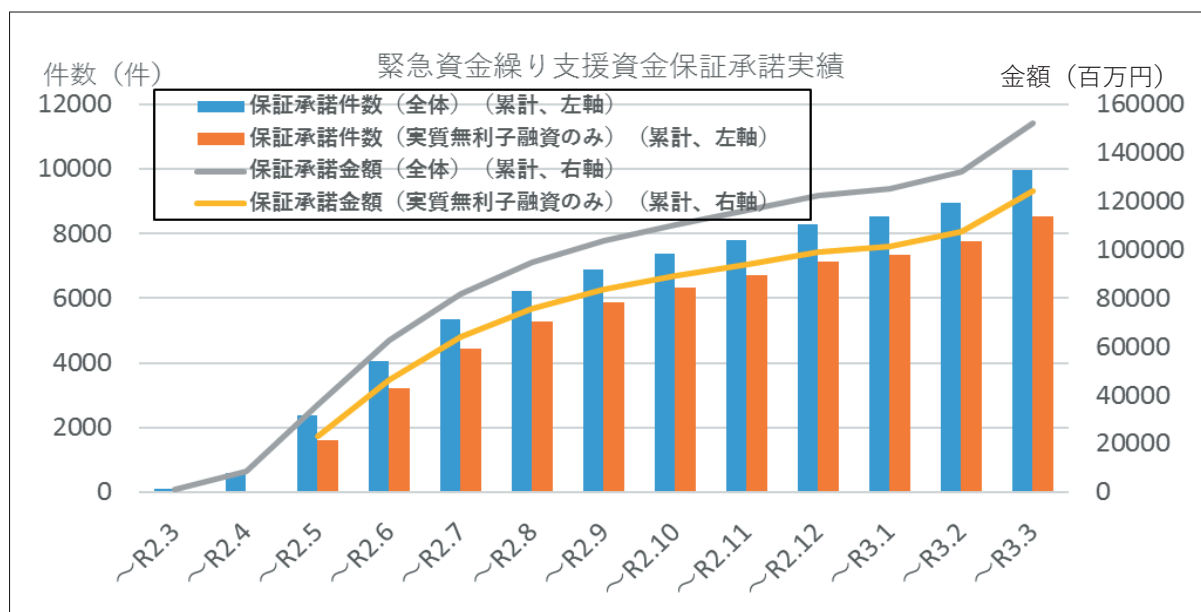
<県内の感染状況>

令和2年										令和3年					(人)
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
2	15	0	0	72	143	6	7	27	403	855	82	26	470	665	2,773

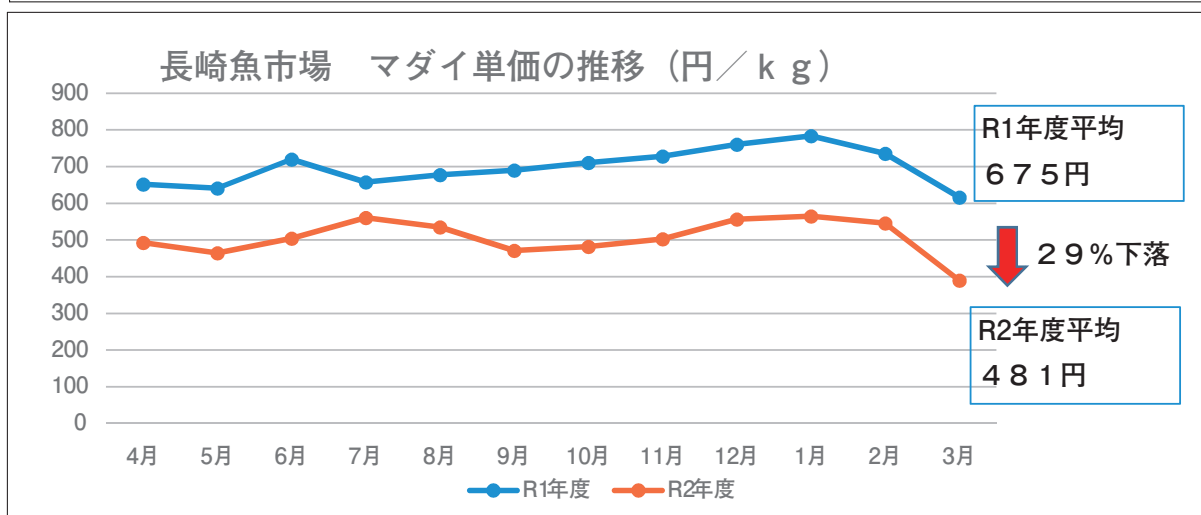
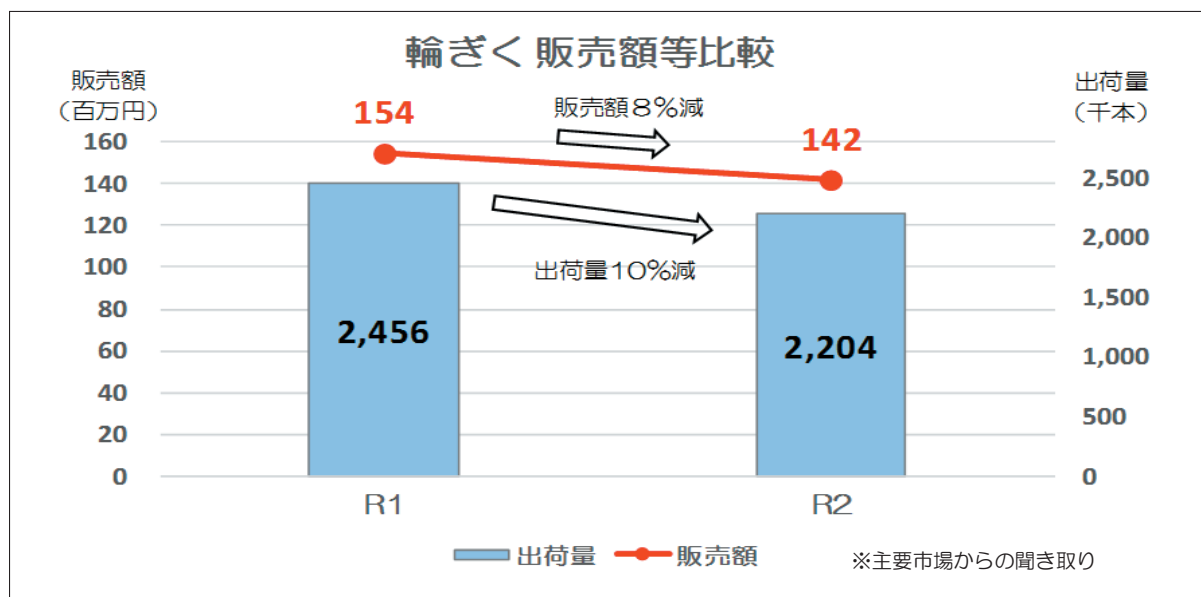
感染確認日ベース (5月17日時点)



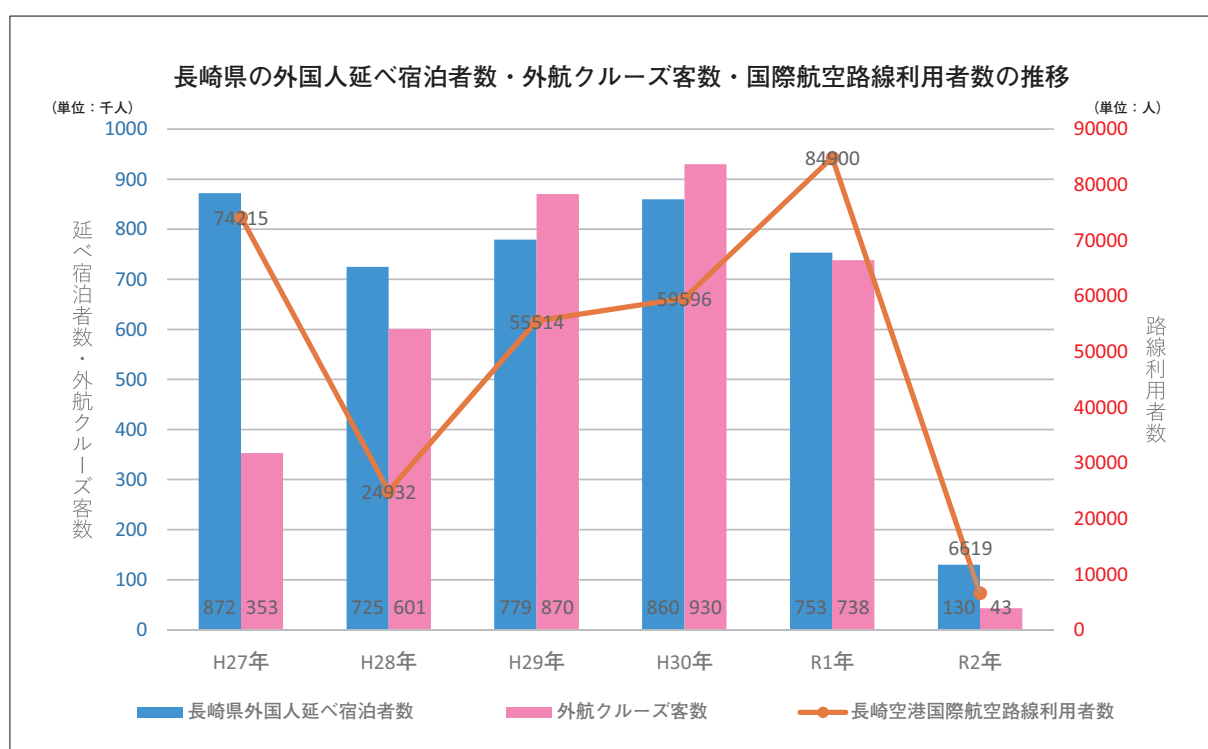
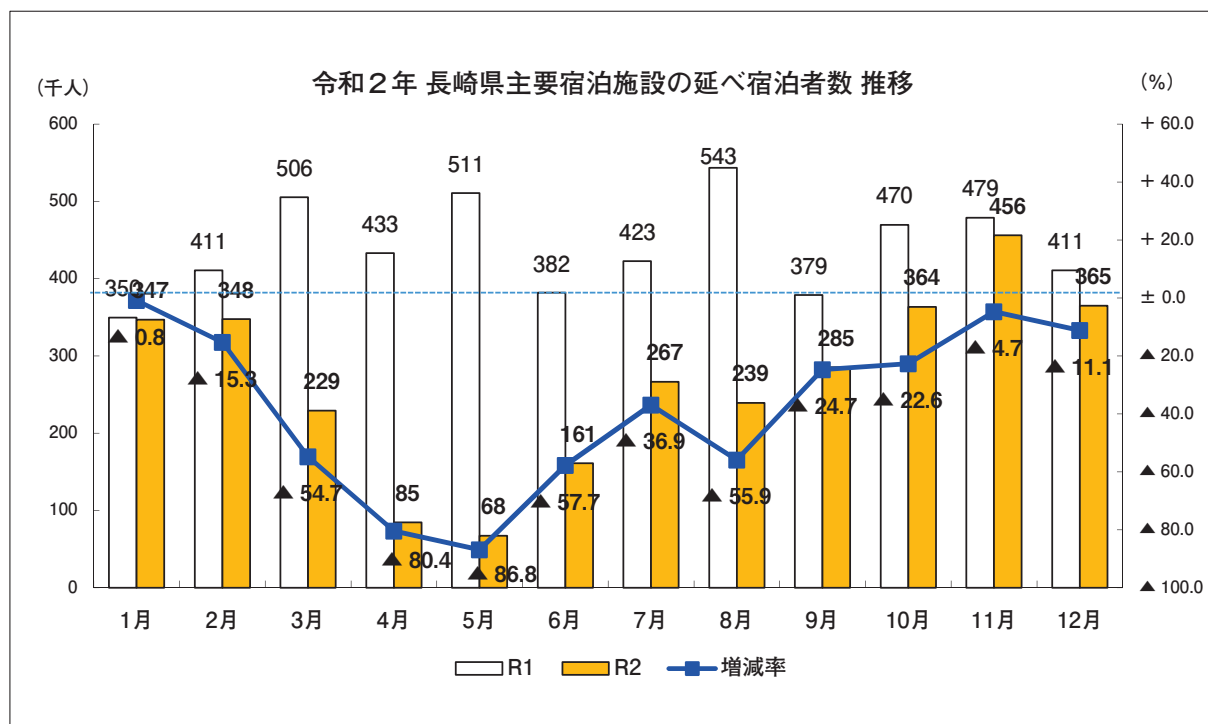
<新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資の活用状況>



<県内農林水産物の販売低下状況>



<宿泊者等の状況>



【提案・要望実現の効果】

国と地方が一体となって、さらなる感染拡大防止対策、適切な検査・治療体制の構築、企業の経済活動支援などを行うことで、より安全・安心な県民生活を確保することができる。

2 九州新幹線西九州ルートへの整備促進について

【総務省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 西九州地域の産業振興や交流人口の拡大を図るため、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が示した、新鳥栖～武雄温泉間を「フル規格により整備することが適当」との基本方針等を踏まえ、以下の事項について対応すること
 - (1) フル規格による整備にあたり、地方負担や並行在来線等、想定される課題については、フリーゲージトレイン導入断念の経緯や地元の意向も十分に踏まえ、解決を図ること
 - (2) 整備財源については、北陸新幹線（敦賀～新大阪）と一体的に議論して確保を図ること
 - (3) 新鳥栖～武雄温泉間の早期着工ができるよう、早急に環境影響評価に着手すること
 - (4) 整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、整備効果が最も高く、西九州地域の発展に資するフル規格による整備の早期実現を図ること。また、西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援を行うこと
- 2 新幹線整備に伴い、上下分離されるJR長崎本線（肥前山口～諫早）においては、地方が維持する在来線となることから、国庫補助金等の確保など他の並行在来線鉄道と同様の措置を講じること

【本県の現状・課題等】

新鳥栖～武雄温泉間については、令和元年8月、与党PT西九州ルート検討委員会において、「フル規格により整備することが適当」とされるとともに、「関係者間（国土交通省、佐賀県、長崎県、JR九州）で協議を行い、検討を深めていくべき」とされたが、議論が進展しない状況が続いている。

武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消し、西九州ルートの本来の姿である新大阪までの直通運行を実現するためには、地方負担や並行在来線等の課題解決を図り、北陸新幹線と一体的に整備財源を確保する必要があるとともに、早急に環境影響評価に着手する必要がある。

また、新幹線整備に伴い、JR長崎本線（肥前山口～諫早）は上下分離され、引き続き、JR九州が列車の運行を行い、鉄道施設の維持管理は長崎県及び佐賀県で設立した一般社団法人が行うこととなる。一般社団法人は、上下分離方式に至るこれまでの経過等から鉄道施設の使用料を徴収せず、自主財源が乏しい経営環境のもと、経費削減等を行いながら、両県の財政支援に頼らざるを得ない法人運営となるため、国庫補助金等の確保などの財政措置が必要である。

（本県の取組）

政府・与党等に対して、県議会や経済界等と共に、フル規格による整備の早期決定や早急な環境影響評価調査の着手について、重ねて要請を行っている。

JR佐世保線については、令和元年度から佐世保～有田間の高速化に資する線路等の整備を進め、振り型車両の導入と併せて、佐世保～博多間の所要時間の短縮を図ることとしている。

JR長崎本線（肥前山口～諫早）については、令和4年秋の西九州ルート（武雄温泉～長崎）開業時の上下分離の実施に向けて、佐賀県及びJR九州とともに協議を進めており、令和3年4月1日に佐賀県と「一般社団法人 佐賀・長崎鉄道管理センター」を設立している。また、地域住民の重要な生活路線の維持のため、平成20年度から継続して、並行在来線関係道県協議会において、政府・与党等に対し各種支援制度の拡充・創設に向けて要請を行っている。

フル規格のメリット

大幅な時間短縮効果と新大阪直通運行！



収支改善効果

86億円／年

投資効果 (B/C)

3.1

※新鳥栖～武雄温泉間をフル規格で整備した場合（国土交通省試算）

福岡都市圏（人口約250万人）のみならず、
中国圏（人口約740万人）や関西圏（人口約2000万人）との交流拡大

リニア中央新幹線の整備によって、
巨大都市圏との結びつき強化！

大量輸送

定住促進

行動範囲の拡大

安全で安定的な輸送

災害に対する強靱性



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

西九州ルートがフル規格で整備されることにより、新大阪までの直通運行が可能となり、関西や中国地方との交流人口が拡大、関西・中国圏との連携により社会経済の発展に寄与する。また、西九州地域がアジアの玄関口となり、高速鉄道網の整備により新たな観光ルートが構築され、観光立国を推進する国家戦略にも寄与する。更に、新幹線の全国ネットワーク構築は、災害に強い国づくり、国土強靱化に資する。

(項目2)

並行在来線と同様の支援が講じられることにより、地方負担の軽減が図られ、JR長崎本線（肥前山口～諫早）の鉄道輸送サービスが将来にわたり安定的に維持される。

3 特定複合観光施設（IR）の区域認定について

【内閣官房、カジノ管理委員会、国土交通省、観光庁】

【提案・要望】

特定複合観光施設（IR）の導入を契機として、新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興及び地域経済の活性化、並びに「2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円」とする政府目標を実現するため、次の措置を講じること

- 1 日本型IRによりもたらされる高い経済効果の早期発現に向け、全国で3箇所を上限とするIR区域認定を早期に実施し、観光需要が急速に拡大するアジアに近い九州・長崎にIRという新たなゲートウェイを設けること
- 2 IR導入にあたり懸念されるリスクの最小化に向け、ギャンブル等依存症や感染症などについて、地方公共団体等とも連携した対策を講じること
- 3 国内外から多くの観光客を集めるとともに、全国各地の観光地へ送り出すために必要な交通アクセスの強化として、九州新幹線西九州ルートフル規格による整備並びに西九州自動車道等の高規格道路の整備について、九州・長崎IRが実現した際には相乗効果も期待されることから、必要な予算を確保し、その促進を図ること

【本県の現状・課題等】

我が国の人口が今後急激に減少することが見込まれる中、本県においても人口減少対策は喫緊の課題であり、地域の特性を活かした地方創生の取組を強力に推進していく必要がある。

このような中、観光分野については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けており、今後の観光需要の回復に向け、感染症収束後の環境変化や市場動向を見据えたインバウンド観光の推進が急務である。

九州・長崎は観光需要が急速に拡大するアジアに近く、国内外から観光客を惹きつける質の高い数多くの観光資源を有していることに加え、九州地方知事会や九州各県議会議長会、九州の経済団体等が本県IRに係る区域整備計画の認定を求めること等を決議するなど、民間、行政、議会が一体となってIR区域認定をめざしており、広域的な観光振興の取組も進んでいる。

このような優位性を活かしながら、九州・長崎にIRという訪日観光の新たな玄関口を設けることができれば、成長・発展の著しいアジア地域から、今までにない人の流れを引き込み、新しい風を西から起こすことができる。

なお、IR整備にあたっては、国内外から多くの観光客を集めるとともに、全国各地へ送り出すために必要な交通アクセス強化のほか、懸念される社会的リスクについても、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

（本県の取組）

区域整備計画の認定申請に向けては、本年1月にIR事業者の公募・選定にかかる実施方針を策定し、IR事業者の公募手続きを開始するなど着実に準備を進めている。

また、IRを活かした九州の広域連携に向け、九州の経済団体、行政、議会が一体となって、IR事業者と地元企業とのビジネス連携等を検討する「九州IR推進協議会」が発足したところ。

さらに、懸念される事項に対しては、依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策、組織犯罪対策の4つの分野で活動する官民の関係団体が協働して、リスクの最小化に向けた検討を行う「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会」を立ち上げているほか、特に国民の関心が高いギャンブル依存症については、他の候補地に先駆けて、長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し取組を強化している。

このほか、候補地である佐世保市ハウステンボス地域への交通アクセスの強化については、国や交通事業者との情報共有を密にしながら、陸海空それぞれの交通アクセスの改善に向けた検討を深めている。

アジアとの近接性を活かした誘客

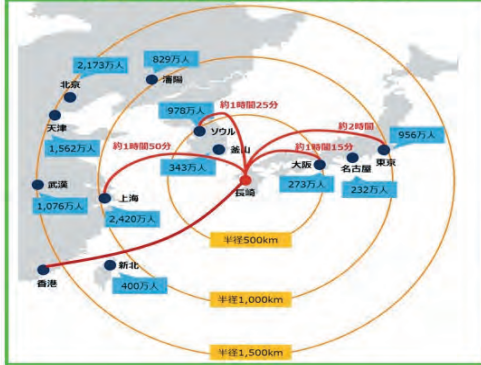
**我が国におけるMICE開催件数の増加
2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成の実現
訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加**



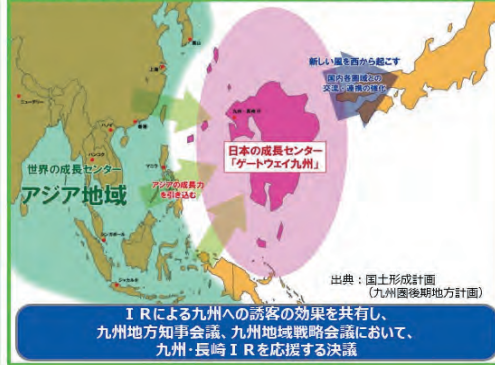
I Rによる九州への誘客の強化が
日本全体の外国人観光客の増加に大きく貢献



長崎は大きく成長する東アジアの中心に位置
(長崎から3時間圏内に約10億人が暮らす。)

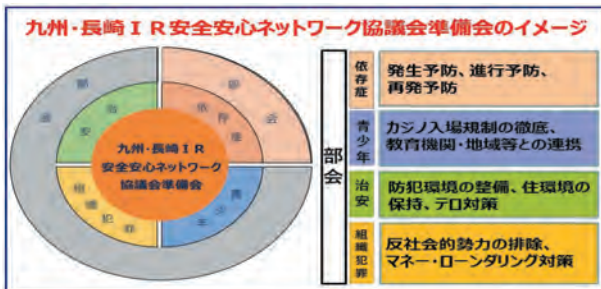


世界の成長センターであるアジア地域との近接性を活かし、その成長力を引込む日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を目指す。



依存症対策など安全・安心の確保に向けた取組

- 令和2年11月、本県独自の施策として、依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策、組織犯罪対策の4つの分野で活動する官民の関係団体が協働し、懸念される事項の最小化に向けた検討を行う「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会」を発足。(メンバー)
治療拠点機関やPTA、防犯協会などの各分野の関係団体をはじめ、地域住民の代表者、県警、県及び佐世保市で構成



九州一体となった取組

- 九州・長崎IRに係る区域整備計画の認定を求めると等を決議
 - ・九州地方知事会 (R1.6、R2.5・10)
 - ・九州地域戦略会議 (R1.6、R2.5) (※)
 - ・九州各県議会議長会 (R1.6・8、R2.5・8)
 - ・九州商工会議所連合会 (R1.6、R2.9)
- 〔※九州地域戦略会議とは
九州・沖縄・山口各県知事、九州経済連合会、九州商工会議所連合会、九州経済同友会、九州経営者協会のトップで構成〕
- 令和元年6月に九州地域戦略会議の下に設置されたPTの検討内容を踏まえ、九州の官民が一体となって、IR事業者と地元企業とのビジネス連携等を検討する「九州IR推進協議会」を令和3年4月に発足。



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

本県にI Rという訪日観光の新たな玄関口を設け、インバウンド客を直接招き入れることにより、新型コロナウイルス感染症収束後の九州の観光活性化にも大きく寄与するとともに、「2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円」とする政府の目標達成に大きく貢献できる。

また、I Rの経済効果が波及する産業のすそ野は広いことから、多様な業種で雇用が創出されることで、定住人口の増加が図られ、九州の地方創生に繋がる。

(項目2)

国が地方公共団体とも連携した対策を講じることにより、I R導入に伴う社会的リスクが軽減されるとともに、I Rへの国民の理解も進む。

(項目3)

交通アクセスの強化により、世界と国内各地をつなぐ交流のハブ機能が高まり、「I Rへの来訪者を日本各地に送り出す」とする国のI R整備の目標達成に貢献できる。

4 国営諫早湾干拓事業について

【法務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

- 1 平成29年4月に農林水産大臣談話で示された「開門しないとの方針」及び令和元年6月の最高裁決定により、開門問題に関し「開門を認めない」との方向性が示されたことを踏まえ、請求異議訴訟においては請求が認容されるよう努めるとともに、その他の開門請求訴訟においても開門しないとの方針に沿ってしっかりと対応し、開門問題関連訴訟の早期解決を図ること
- 2 有明海の漁業不振の原因究明を進めるとともに、開門しない前提での海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施し、真の有明海再生を目指すこと
特に、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、国が定めた基本方針を踏まえ、本県において実施すべき施策を定めた「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」の別表6に掲げられている作濤、覆砂等の大規模事業等を実施すること
- 3 諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、事業アセスで掲げた水質保全目標の達成に向け、水質改善のための効果的な対策及び予算の確保を、責任を持って行うこと

【本県の現状・課題等】

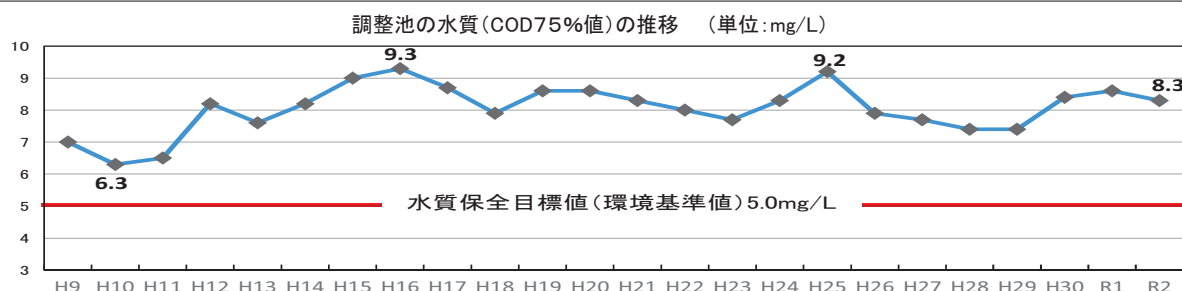
排水門開放差止請求を認める判決等が確定したが、残る請求異議訴訟を含む開門問題関連訴訟の早期解決が求められる。併せて、国民の理解を得るため、事業の経緯、効果（防災・営農）、開門した場合の問題点等について分かりやすい説明が必要である。

有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであること、及び海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、真の有明海再生に向けた抜本的な水産振興策が必要である。

長崎県計画には、有明海及び橘湾の再生を着実に推進するため、漁業の振興に関する様々な事業を掲げ実施しているところであるが、地元漁業者は、諫早湾の海域環境の抜本的な改善に向け、当該計画の別表6にかかる大規模な事業の実施を強く求めている。

調整池の水質保全対策については、第3期行動計画に基づき関係機関と連携を図りながら各種取組を行っているが、未だに水質目標に達していない状況である。現在、取組を進めている面源やアオコ・ユスリカ対策等に加えて、濁りの抑制につながる浚渫や覆砂などの効果的対策が求められている。

諫早湾干拓事業によって創出された干陸地等は、地域活性化のための非常に貴重な資源である。その利活用については、調整池の水質や周辺の自然環境等に配慮しながら国、県、地元市が一体となって推進していく必要がある。



新干拓地での営農



作物の収穫



干拓堤防道路（雲仙方向を望む）

諫早湾の水産振興



日本一を受賞した小長井のかき
「華漣（かれん）」



覆砂工事

地域資源の新たな利活用



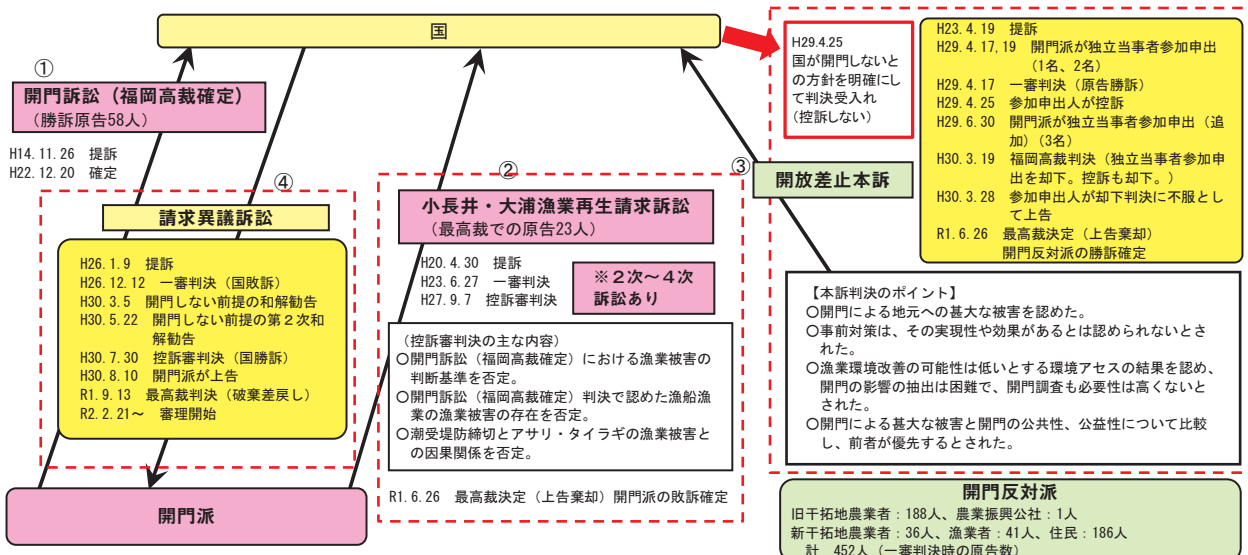
干陸地で栽培される「幻の高来そば」畑

水質保全対策



北部排水門でのアオコの発生状況

【現在の訴訟の状況】



5 「脱炭素社会」を実現するための地域への支援について

【内閣府、経済産業省、環境省、国土交通省】

【提案・要望】

本県は、広大な海域があり、海洋再生可能エネルギー導入の高いポテンシャルを有していることから、洋上風力発電等の導入促進を図り、海洋再生可能エネルギー産業に参入する県内企業への支援等に取り組んでいる。こうした取組をさらに進めていくにあたっては、出力の増減を調整可能な火力発電の重要性が今後も増してくるものと思われる。

本県としては、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与するとともに、造船業に次ぐ新たな基幹産業の創出による地方創生を目指しており、次の事項について格段の配慮を図ること。

- 1 洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、商用化による海洋エネルギー産業の国際競争力強化及び関連企業の集積など、地域活性化に向けた施策について、以下の支援を講じること
 - (1) 海洋再生可能エネルギーの系統接続量を拡大するため、離島を拠点とした海底ケーブルの敷設並びに基幹送電網の整備、強化を図ること
 - (2) 商用化を促進していくためには、洋上の発電施設の建設や運用・メンテナンス等を行う専門人材を育成していくことが重要であり、実海域に訓練設備を整備するなど人材育成にかかる施策及び支援を講じること
 - (3) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、実証フィールドを中心とした県内海域の活用により、浮体式をはじめとした洋上風力発電や潮流発電等の技術開発等に係る事業の継続、及び事業予算を拡充するとともに、潮流発電の固定価格買取制度への追加について早期実現を図ること
- 2 今後再生可能エネルギーの導入が拡大する中で、出力調整機能に優れた石炭火力発電も一定容量の確保が必要であることから、以下の項目について強力に推進すること
 - (1) 既存施設の改良により対応可能なアンモニア・バイオマスとの混焼や、高効率化するためのIGCC（石炭ガス化複合発電）へのリプレイス、CO₂の有効活用や貯留の実現に向けた電力事業者の取組を支援すること
 - (2) 電力事業者がこのようなプロジェクトを進める際に活用できる技術的な支援やファイナンスを担保する制度の構築に努めること

【本県の現状・課題等】

<海洋再生可能エネルギーについて>

再エネ海域利用法による一般海域の利用ルールが整備される中、更に洋上風力発電の導入拡大を図り、民間企業の海洋エネルギー発電への参入を拡大するためには、洋上風力発電の適地である離島周辺海域から大需要地への送電網の整備が必要である。

今後、商用化を促進させていく中で、先進地域である欧州と比べて、国内では、海洋エネルギー関連の専門人材がほとんどおらず、その育成は急務であることから、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が主体となり産学官連携のもと「長崎海洋アカデミー」を設置したところである。座学に加えて、実際に海上で従事する専門人材を実海域で実践的に育成するための訓練設備などを整備していく必要がある。なお、本県には「海洋再生可能エネルギー実証フィールド」があり、人材育成の場として活用していくことも考えられる。

海洋エネルギーのポテンシャルの高さや造船関連技術等を活かした海洋関連産業の創出に取り組む中で、潮流発電等の海洋エネルギーの実用化には更なる技術開発が必要である。また、今後、洋上風力発電の普及・拡大のためには、コスト削減に向けた更なる研究開発も必要である。

さらに、五島市久賀島沖の潮流発電実証研究が終了することを踏まえ、事業者が計画的に商用化を進めるためには、支援措置の継続及び事業予算の拡充に加え、潮流発電の固定価格買取制度への追加が必要である。

(本県の取組)

地元産学官が海洋エネルギー関連分野の人材育成や研究開発等にかかる連携協定を締結しており、本県での関連産業の拠点化に向け、一体となった取組を進めている。

人材育成については、欧州等の先進地域の関係機関と連携しながら、実際に従事する社会人を中心とした、現場実践型の教育拠点として長崎海洋アカデミーを創設した。

<石炭火力発電について>

世界的に脱炭素化に向けたエネルギー構造の変革が急速に進む中、我が国においても、昨年7月に「非効率な石炭火力のフェードアウト」、昨年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」についての宣言がなされた。

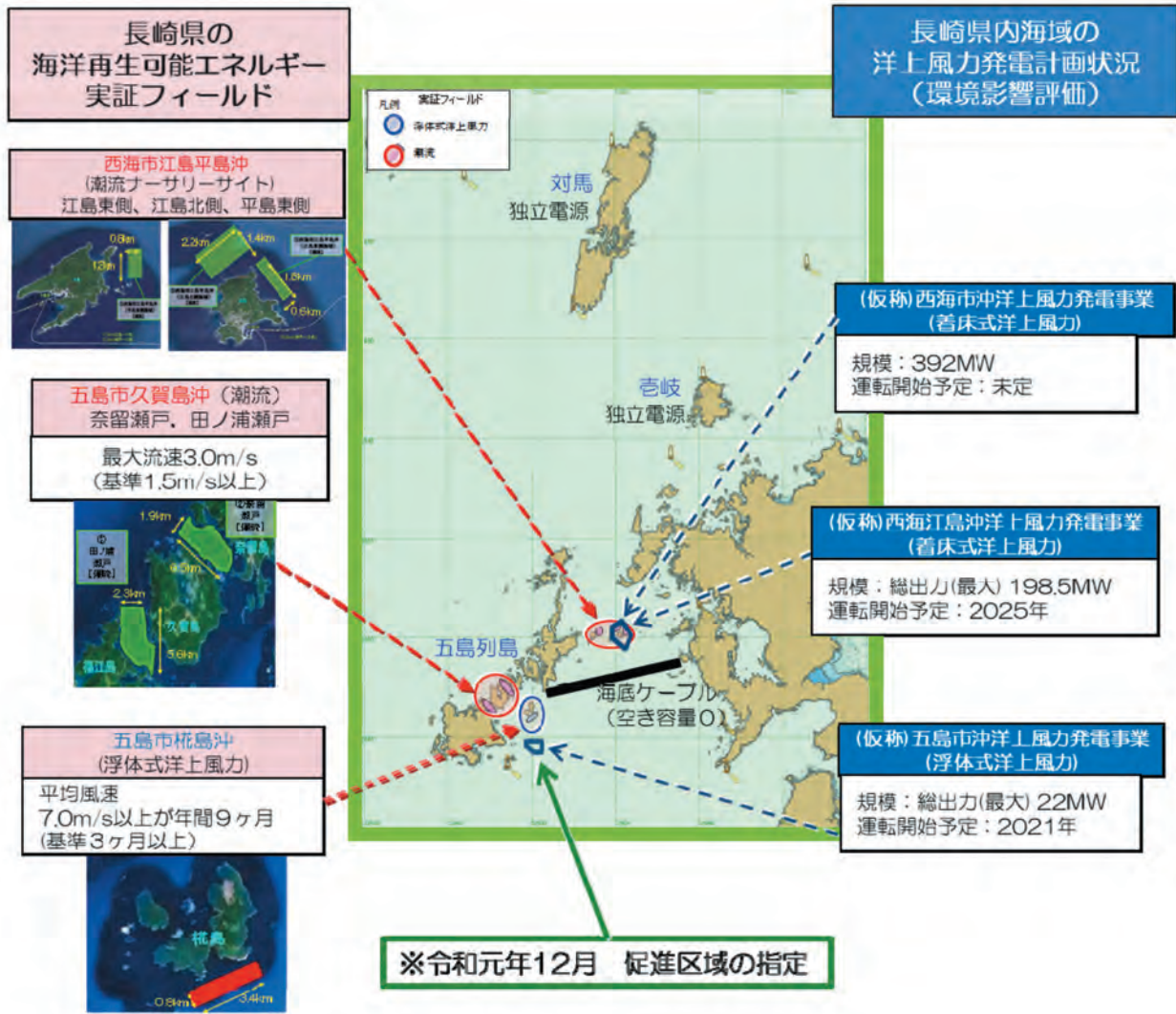
脱炭素社会を実現するためには、再生可能エネルギーを推進することが求められるが、その導入拡大にあたっては、出力調整機能に優れた火力発電を、脱炭素社会を目指す中でも一定容量確保することが必要である。

また、本年1月に全国で起こった電力需給の逼迫により、LNG火力発電における調達や価格の不安定性が指摘されているところである。一方、石炭火力発電は調達の柔軟性や経済性に非常に優れているため、電力の安定供給の役割を担うことができると考える。このように、現実的に安定的な電力供給を維持しながら脱炭素を図るためには、石炭火力発電の低炭素化を進めなければならないことが明らかになった。

石炭火力発電を今後も一定容量確保していくためには、CO₂の排出を抑えるためにアンモニア・バイオマスとの混焼やIGCCへのリプレイスといった高効率化を進めたり、CO₂を有効活用するカーボンリサイクル(CCU)、CO₂の貯留(CCS)といった技術的なイノベーションが不可欠である。また、電力事業者がこのようなプロジェクトを進める際に活用できる技術的な支援やファイナンスを担保する制度の構築も必要である。

本県には、松浦市と西海市に計6機の石炭火力発電が立地しているが、上記の観点から、今後の我が国の脱炭素化を進める上で不可欠な施設である。また、多くの雇用のほか、地元関連企業への発注や従業員による消費等、地域経済にとって重要なものとなっている。

実証フィールドについては、実証フィールド運営主体の設立準備や、民間主導による実証事業の機能的な誘致活動に取り組んでいるところである。地元産業界では、NPO法人「長崎海洋産業クラスター形成推進協議会」が設立され、会員企業が事業参入に向けた活動を行っており、また、地元大学では、国内外の大学や産業界と連携した研究開発が進められている。



【 県内の石炭火力発電所一覧】

九州電力(株) 松浦発電所

1号機 (70万kW) : 平成元年6月運転開始
2号機 (100万kW) : 令和元年12月運転開始



電源開発(株) 松浦火力発電所

1号機 (100万kW) : 平成2年6月運転開始
2号機 (100万kW) : 平成9年7月運転開始



電源開発(株) 松島火力発電所

1号機 (50万kW) : 昭和56年1月運転開始
2号機 (50万kW) : 昭和56年6月運転開始



※写真は各社ホームページより引用

【提案・要望実現の効果】

1. 国による離島と本土間の海底ケーブルの整備により、発電事業者の参入意欲が更に高まり、多くの海域で商用事業が促され、全国各地で新たな市場が創出されることで、海洋関連技術を有する企業等の発注増加、雇用の維持・拡大が進み、地域経済の活性化に繋がる。

本県の実証フィールドを中心とした県内海域において、世界最先端の実証試験が行われるとともに、現場実習と欧州の最新技術を組み合わせ、実践的な人材育成を行うことで、「研究開発・人材育成拠点」が形成される。

海洋再生可能エネルギーに係る各種研究開発が数多く実施され商用化が促進されることで、わが国の海洋エネルギー産業の国際競争力強化に寄与するとともに、県内企業が研究開発に積極的に参画することで、ノウハウ蓄積や技術力アップも図られる。

2. 我が国の脱炭素社会の実現を図るためには、本県の石炭火力発電を脱炭素化に向けて、改良していくことが不可欠である。併せて、地域の良質な雇用や経済活性化に寄与することが見込まれる。

6 地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実について

【総務省、内閣府】

【提案・要望】

地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災事業、デジタル化の推進などの地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、より一層の財源措置の充実強化を図ること

1 一般財源総額の確保

- (1) 地方の一般財源について、令和3年度までは平成30年度と同水準を確保することとされているが、令和4年度以降においても安定的な財政運営のために必要となる総額を確保すること
- (2) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

2 経済・雇用情勢を踏まえた財源措置

新型コロナウイルス感染症の収束後に、地方が迅速に地域経済活性化・雇用対策等に取り組めるよう、地方財政計画における対応する特別枠の計上や地方向け交付金の創設など、新たな財政措置を講じること

3 地方創生・人口減少対策等に必要な財源措置

- (1) 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）」、「地域社会再生事業費（0.4兆円）」及び「地域デジタル社会推進費（0.2兆円）」を維持・確保するとともに、その算定については条件不利地域等に配慮すること
- (2) 地方創生推進交付金については、令和3年度予算で1,000億円が措置されたことを踏まえ、地域の活力再生や移住定住推進など、引き続き地方の需要に応じた十分な額を確保すること
- (3) 新型コロナウイルス感染症を契機とした働き方や人の流れの変化を踏まえ、地方への人の流れの拡大を促進するため、移住支援金やテレワーク交付金について、さらなる制度の充実や十分な財源確保を図ること

【本県の現状・課題等】

< 1 一般財源総額の確保 >

「新経済・財政再生計画」において、地方の一般財源総額については、令和3年度まで、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。地方が新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地方創生・人口減少対策や地域経済活性化・雇用対策、防災・減災対策などに取り組み、安定的な財政運営を行うためには、令和4年度以降も引き続き一般財源総額を確保する必要がある。

また、地方財政は依然として多額の財源不足が生じていることから、地方交付税総額を安定的に確保するためには、法定率の引上げが必要である。

一般財源総額、地方交付税総額等の推移

(単位：億円)

全国総額（当初）	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般財源総額	620,803	621,159	627,072	634,318	631,432
一般財源総額 （交付団体ベース）	602,703	602,759	606,772	617,518	619,932
地方交付税総額	163,298	160,085	161,809	165,882	174,385
財源不足額	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222
臨時財政対策債	40,452	39,865	32,568	31,398	54,796

< 2 経済・雇用情勢を踏まえた財源措置 >

新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済や雇用情勢の悪化に、地方が地域の実情に応じて迅速に対応するためには、リーマンショック時と同様、地方財政計画における特別枠の計上や新たな交付金の創設が必要である。

(リーマンショック時の財源措置)

【地方財政計画 特別枠】 (単位：億円)

H21	地域雇用創出推進費	5,000
H22	地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850
H23	地域活性化・雇用等対策費	12,000
H24	地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950

【経済対策交付金】 (単位：億円)

H20補正	地域活性化・生活対策臨時交付金	6,000
H21補正	地域活性化・経済対策臨時交付金	10,000
	地域活性化・公共投資臨時交付金	13,790
	地域活性化・きめ細かな臨時交付金	5,000

<3 地方創生・人口減少対策等に必要な財源措置>

第2期長崎県まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、地方創生を着実に推進するためには、地方財政計画における関係事業費の拡充や、地方創生に関する交付金の十分な確保が必要である。

また、交付税の算定にあたっては、財政力や条件不利地域等に配慮するなど地方の実情に応じた配分が必要である。

○本県における人口減少対策事業費

(単位：億円)

令和2年度		令和3年度	
事業数	事業費	事業数	事業費
282	296	294	320

○本県における地方創生推進交付金の活用状況

(単位：億円)

令和2年度		令和3年度	
事業数	採択額(国費)	事業数	採択額(国費)
17	15	17	17

移住支援金については、令和2年度において対象が拡大されるなど制度見直しが行われたところであるが、東京一極集中の是正を加速化させるためには、さらなる対象拡大等の制度充実による活用促進が不可欠であり、また令和3年度に創設されたテレワーク交付金と併せて十分な財源確保が必要である。

○移住支援事業の実施状況

令和元年度		令和2年度	
実施市町数	利用実績数	実施市町数	利用実績数
18	5	20	9

○令和2年度の支援対象者の拡大の主な内容

- ・テレワーカーの対象化
東京圏在住の会社員が本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合について対象化。
- ・関係人口への市町村特認の創設
移住希望者が、事前に移住希望先の地域や地域の人々との関わりを有し(関係人口)、移住先の市町村が個別に強いつながりがあると認められる場合には、マッチングサイト掲載求人への就業に限らず対象化。

【提案・要望実現の効果】

- 1 安定的な財政運営に必要となる地方一般財源を確保することにより、地域の実情に応じて喫緊の課題である地方創生や人口減少対策等の一層の推進を図ることができる。

また、地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能は、地方全体としての必要額が確保されることによって発揮されるものであり、その原資を法定率の引上げ等により確保することで、地方交付税の安定性を高めて持続可能な制度とすることができる。

- 2 地方が必要な地域経済活性化策・雇用対策に取り組むことで、早期に日本経済の力強い再生が実現できる。

- 3 本県においては、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「新規学卒者」と「県内企業」のマッチング促進、県内企業の採用力強化、Uターン対策、魅力的な働く場の創出、交流人口の拡大、子どもを産み育てやすい環境整備などに取り組んでいる。

しかしながら、社会保障費の増加や人口減少、離島特有の財政需要などから、本県の財政は極めて厳しい状況にある。地方財政計画及び地方交付税の算定、地方創生に関する交付金等の財政措置を通して、安定的に十分な財源を確保することにより、地方創生に向けた重点プロジェクトにかかる取組を加速化し、人口減少の抑制や東京一極集中等の是正を図るものである。

7 有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省】

【提案・要望】

有人国境離島地域に住民が安心して暮らし続けられる環境を整備し、将来の無人化を防止するため、有人国境離島法に掲げられた事項にかかる施策の充実強化を図ること

- 1 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」など有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に必要な予算を確保すること
- 2 有人国境離島地域への国の行政機関の設置について、特に海上保安部及び自衛隊の部隊の体制強化や増員を図ること
- 3 有人国境離島地域の保全に向けて、重要土地等調査法の早期運用開始と国民への周知徹底を図るとともに、住民生活を維持し、人流・物流の拡大を図るため、港湾等の整備を促進すること
- 4 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、航路・航空路運賃低廉化の対象者の拡大や滞在型観光促進のための割引制度の充実、雇用拡充の活用促進につながる対策の強化など、対象事業の拡充を図ること
- 5 特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信を充実するとともに、関係地方公共団体の連携に向けた協力・支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

有人国境離島地域は、人が住み続けることによって、我が国の領海、排他的経済水域の保全等に関する活動拠点としての国家的な役割を担っている。

本県の悲願であった有人国境離島法が、本県選出議員をはじめ関係国会議員の多大なるご尽力により議員立法で成立し、平成29年4月から施行された。

人口が昭和30年から平成27年までの60年間に58.9%も減少し、毎年約1,000人もの社会減が続いてきた本県の特定有人国境離島地域において、国の基本目標である2027年における「人口の社会増の実現」を達成するには、必要な予算の確保に加え、五島市、対馬市などの関係市町及び議会が要望している海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化や、更なる交流人口拡大や地域経済活性化につながる航路・航空路運賃低廉化の対象者の拡大など、国の施策の充実強化が必要である。

なお、重要土地等調査法については、令和3年3月26日に法案が国会に提出され、審議中である。(令和3年5月19日現在)

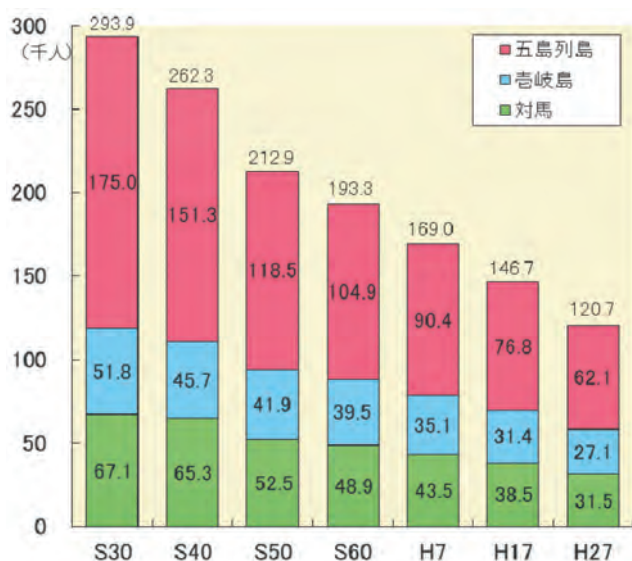
(本県の取組)

法の施行にあわせ、関係市町とともに国の施策を最大限活用して、有人国境離島地域の活性化に全力で取り組んでいるところである。

法施行後においては、雇用機会拡充などの事業を有効に活用させていただいたことにより、人口については法施行前から500人を超える社会減の改善が図られ、令和元年以降、五島市等では社会増が実現されるなど、有人国境離島法に基づく各種施策の成果が着実に現れてきている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で、島内の幅広い業種において影響が生じており、交流人口の拡大や雇用機会拡充に向けた対策の強化が必要である。

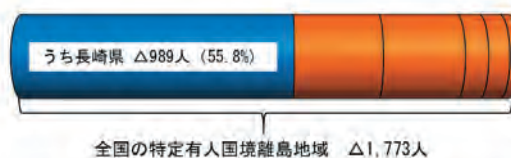
◆本県特定有人国境離島地域の人口推移<国勢調査>



<特定有人国境離島地域の人口等>

	全国	本県	比率
島の数	71 島	40 島	56.34%
人口 (H27国調)	269,307 人	120,677 人	44.81%

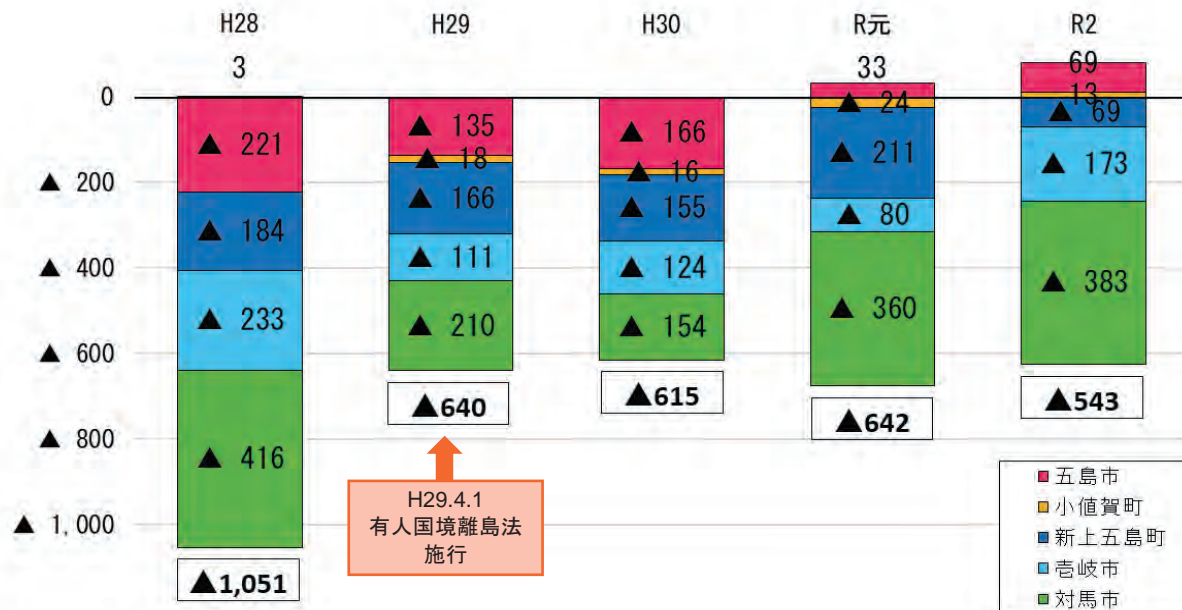
<特定有人国境離島地域の社会減の状況>



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(H27年)

※いわゆる「一部離島」の市町村(輪島市、萩市、佐世保市、西海市、薩摩川内市)を除く

◆本県特定有人国境離島地域の社会減の状況



※ □ は関係5市町の社会増減数の合計値

出典：「長崎県異動人口調査」※いわゆる「一部離島」の市町村(佐世保市、西海市)を除く

【提案・要望実現の効果】

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の拡充や、国による特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信の充実などにより、交流人口の拡大及び雇用の場の創出等を更に推進することができる。

また、東シナ海周辺における海洋資源開発や外国漁船の操業が活発化する中、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化等がなされることにより、領海警備等の対応強化が図られ、地域の人口の維持・増加につながるとともに、住民生活及び生産・流通の基盤である港湾等の整備が促進されることにより、地域経済を活性化することができる。

8 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

離島振興法に基づく離島振興計画を推進し、離島地域の自立的発展や定住促進等を更に強化するため、以下の施策を講じるとともに、令和5年3月末に期限を迎える現行法の延長及び充実強化を図ること

- 1 介護サービスの利用機会の拡大と利用者の負担増軽減や情報通信基盤の整備促進など、離島振興法に掲げられた施策の更なる充実を図るとともに、離島地域と本土地域のガソリン価格差を抜本的に是正するための揮発油税等の減免措置を講じること
- 2 「離島活性化交付金」について、必要な予算を確保するとともに、輸送コスト支援の指定品目数の更なる拡大等をはじめ、観光地のトイレの改修や、離島留学促進のための環境整備への対象事業の拡大を図ること
- 3 離島地域の強靱な県土づくりや地方創生推進のために必要な公共事業予算を確保すること
- 4 離島の特性を活かした「新たな日常」の実現や2040年問題への対応など、次の時代に合った離島地域の振興が図られるよう離島振興法の改正・延長を行うとともに、著しい人口減少が続く厳しい離島の現状等を踏まえた施策の充実強化を図ること

【本県の現状・課題等】

本県は、51島の離島振興法指定有人離島を有する全国一の離島県であり、そのうち40島は有人国境離島法において特定有人国境離島地域を構成している。

本県の離島の多くは我が国の外縁部に位置するため、地理的に不利条件がことさら厳しく、この自然的制約に由来する不利条件は、地域自らの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものとなっている。

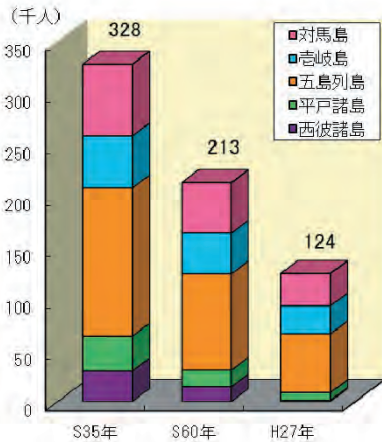
これまで県、関係市町で様々な振興施策を実施してきたが、介護サービス基盤や情報通信基盤については、人口減少の進展により、民間事業者の参入がより困難化しているため、整備や更新が遅れている。

また、しまの人口減少は依然として歯止めがかからない状況が続いているため、令和5年3月末に期限を迎える現行離島振興法の改正・延長にあたっては、新たな産業や雇用の場の創出に加え、「新たな日常」の実現や2040年問題への対応など、次の時代に合った施策の充実強化が必要である。

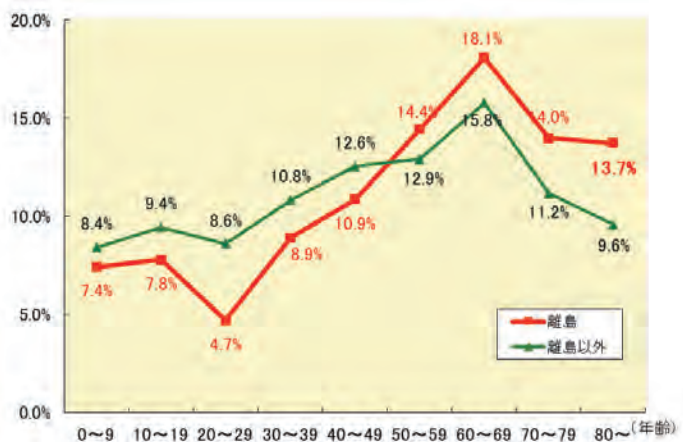
（本県の取組）

本県では、しまの人口減少に歯止めをかけるため、政策横断プロジェクト「ながさきしまの創生プロジェクト」を展開しており、しまの地域資源を最大限に活かした産業活性化や産業を支える人材の確保・育成、不利条件の克服等に取り組んでいる。

◆離島の人口推移<国勢調査>



◆本県の年齢別人口構成比 (H27年) <国勢調査>

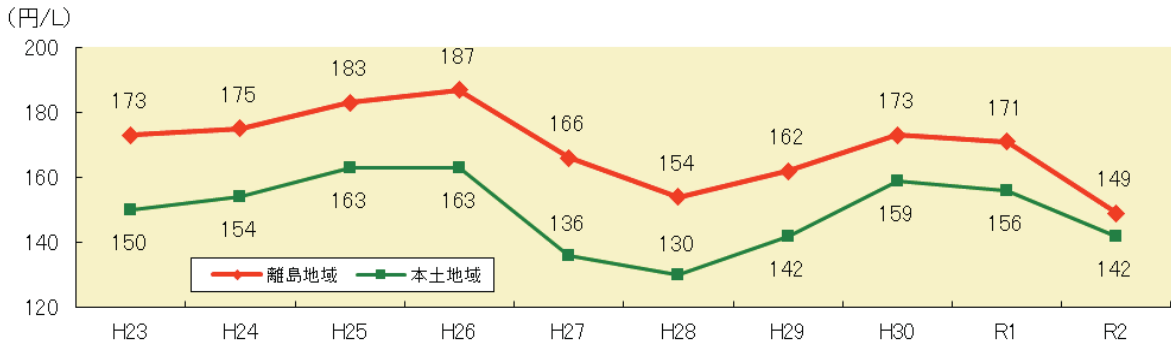


◆離島における介護サービスの状況

要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住している島の数	介護(予防)サービス別・サービス提供の状況																												
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護(老健)	短期入所療養介護(介護医療院)	短期入所療養介護(療養型医療施設)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護	特定施設入居者	介護予防支援・居宅介護支援	地域密着型(介護予防)サービス					介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院				
	23	4	12	6	8	15	5	9	4	0	0	30	6	8	4	24	1	2	19	2	6	8	0	0	0	8	6	1	1

要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数：44島
 【留意事項】※各数値は島の数。令和2年4月30日時点のサービス提供状況を記載。(介護サービスについては4月サービス分)
 ※介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。
 ※「要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住」とは、島内事業者の介護サービスを受けている、もしくは、車で移動可能(橋が架かっている)の島外で介護サービスを受けている場合。または、島外事業者が、来島してサービスを提供している場合。

◆ガソリン価格の推移<長崎県調査>



【提案・要望実現の効果】

離島振興法に規定されている「介護サービスの確保等」、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」などに関する施策の更なる充実により、本土との格差や不利条件を緩和することができるとともに、離島地域からの要請に沿えるような「離島活性化交付金」の拡充により、雇用の創出や交流人口の拡大、定住の促進などに関して地域独自の振興策の実現が期待できる。

また、本土とのガソリン価格差の抜本的是正及び必要な公共事業予算の財源確保により、生活の安定及び福祉の向上を図ることができる。

離島振興法の改正・延長が実現されることで、本県離島地域の著しい人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域社会の維持が図られる。